

令和7年度

中標津町空家等利活用促進事業補助金

放置される空家等の発生抑制、利活用及び流通を促進し、空家等の有効活用を図るため、空家等で専門的な相談及び障害となっている問題の解決を行う、調査、測量、登記手続等にかかる経費、残存する家財道具等の処分経費または、改修工事経費の一部を補助します。

1. 申請期間

申請締め切り 令和8年2月27日（金）まで

※申請は随時受付し、申請があったものから審査を行います。

※令和8年3月31日までに、申請の事業を完了する必要があります。

※予算額に達した時点で、申請の受付を終了します。

2. 補助対象となる空家

次の要件の全てに該当する空家が対象となります。

- (1) 中標津町内に所在し、個人が所有する1年以上居住がない空家等
- (2) 既に(過去に)賃貸の用に供していないもの
- (3) 3親等以内の親族ではない方と賃貸又は売買を目的として、補助金の交付を受けた日から起算して2年間、町内の宅地建物取引業者との媒介契約を締結する又は空家情報の登録をすること
- (4) 当該補助対象空家に対し、過去にこの補助金の対象事業の交付を受けたことがない空家等であること

3. 補助対象となる事業と補助金額

補助対象となる事業と補助金額は次のとおりです。(必要に応じて組み合わせ自由となります)

(1) 空家等調査費等補助事業	1戸につき、対象経費の1/2 補助上限額 5万円
空家等の専門的な相談及び障害となっている問題の解決を行う調査、測量、表題登記、相続登記手続き等を行い、賃貸、売買等利活用ができる状態にする事業 ※空家等に係る相談、手続、表題登記、相続登記に必要となる司法書士又は弁護士の報酬、相続等に必要となる公的書類の取得手数料、登録免許税、調査、測量に係る経費(耐震診断、耐震補強設計は除く)が対象経費となります。	
(2) 空家等家財処分費補助事業	1戸につき、対象経費の1/2 補助上限額 10万円
空家等の残存する家財道具等の撤去及び処分、清掃、敷地内樹木の環境改善を行い、適正な管理及び賃貸、売買等利活用ができる状態にする事業 ※家財道具等の撤去、分別、収集、運搬及び処分に要する費用、一般家電製品の収集運搬・リサイクル料金、空家等内部の清掃に要する費用または、敷地内の樹木伐採、処分に要する費用	
(3) 空家等改修費補助事業	1戸につき、対象経費の1/2 補助上限額 20万円
空家等の改修工事を町内建設業者が行い、賃貸、売買等利活用ができる状態にする事業 ※空家の修繕工事、塗装工事、換気設備等の設備工事、台所、浴室又は便所の改修工事、屋内給排水管の新設及び改修工事等のリフォーム工事費用(耐震改修は除く)	

4. 補助対象となる方（申請者）

次の要件の全てに該当する、個人の方が対象者（申請者）となります。

- （１）補助対象空家の登記上の所有者若しくは管理者、または法定相続人（売却又は賃貸の権限を有する個人）
- （２）所有者等全員が中標津町へ納付すべき町税、使用料等に滞納がない方
- （３）暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者ではない方

5. 補助金申請・交付の流れ ※関係様式は、窓口配布または、HPよりダウンロードしてください。

1	専門家、業者などへ相談・見積	・弁護士、司法書士、家財処分業者、改修工事業者等に相談し、見積書の作成を依頼してください。
2	補助金申請書の提出	・必要書類をそろえ、町へ提出してください。 （１）補助金申請書（第１号様式） （２）空家等の位置図、外観の写真（家財の状況写真）、見積書の写し （３）身分証明書類、所有者全員の承諾書、同意書または、誓約書 ※申請者と土地所有者が違う場合は、土地所有者の承諾書が必要です。 （４）空家等の状況に応じてその他必要な書類
3	補助金の交付決定（事業着手）	・町が審査後、交付の可否を決定して、申請者へ通知します。 ・町からの交付決定通知後に事業を進めてください。
4	事業完了（3/31 まで）	・業者へ費用等の支払いを完了し、町内の宅地建物取引業者と媒介契約の締結もしくは、北海道空き家情報バンクへ登録してください。
5	実績報告書の提出	・必要書類をそろえ、町へ実績報告書(第7号様式)を提出してください。 ・町で内容を審査し、補助金額の確定後、お支払いします。

6. 補助金 Q & A

Q1 1回の申請で「相続登記」、「家財処分」、「改修工事」を同時に申請できますか？

A1 1回の申請で必要に応じて、複数の事業を申請することが可能です。（1件の申請書で申請が可能）ただし、同じ空家で行うことができる事業は、それぞれ1回限りです。

Q2 補助金を受けるには宅地建物取引業者と契約が必要ですか？

A2 事業完了までに、町内の宅地建物取引業者との媒介契約を締結するか、北海道空き家情報バンクへ登録が必要です。（仲介手数料は補助対象外）

Q3 「空家（居住者がいない）状態」とは？

A3 常時、人が住まなくなった状態です。所有者の死亡や転居など住民票の異動により、住んでいる方がいない時点または、ライフラインの契約を解除した日等となります。

Q4 マンション、アパートは補助の対象になりますか？

A4 賃貸が目的で建てられた又は、既に賃貸として利用していた物件は、補助の対象となりません。

7. 申請等の提出・問い合わせ先

〒086-1197 標津郡中標津町丸山2丁目22番地
中標津町役場 建設水道部 都市住宅課 都市計画・景観係
TEL：0153-74-0965（直通）

中標津町ホームページ「中標津町 空家補助金」のページはこちら ⇒

